

○たちあらい議会だよりの編集及び発行に関する要綱
(平成28年6月30日議会要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、たちあらい議会だより(以下「議会だより」と言う。)の編集及び発行に関し、その詳細を定めるものである。

(編集方針)

第2条 議会だよりは、大刀洗町議会基本条例(以下「議会基本条例」と言う。)に定める議事公開の原則に基づき、公正で正確な編集に努めなければならない。

2 前項の規定による編集に当たっては、読者の視点に立ち、平易で読みやすい紙面づくりに努めるものとする。

(広報紙の発行)

第3条 議会だよりは、年4回、各定例会終了後おおむね1箇月を目途に発行する。ただし、議長が必要と認める場合は、臨時に発行するものとする。

2 議会だよりは、議長の決裁を得て発行するものとする。

(配布)

第4条 議会だよりは、町内に住所を有する世帯及び議長が必要と認める関係機関等にも配布することができる。

(審議事項)

第5条 議会だよりの編集は広報委員会が行い、次の事項を審議する。

- (1) 発行に関する企画及び方針の決定に関すること。
- (2) 原稿内容及び割り付け等の検討に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項

(掲載内容)

第6条 議会だよりで取り扱う事項は以下のとおりとする。

- (1) 定例会、臨時会に関する事項。
- (2) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に関する事項。
- (3) 議会基本条例に定める議会活動に関する事項。
- (4) その他、広報委員会及び議長が適切と認める事項

(掲載及び執筆の方針)

第7条 掲載及び執筆の方針は以下のとおりとする。

- (1) 本会議における賛否は公開する。
- (2) 本会議における討論は、原則として要旨を掲載する。
- (3) 本会議及び委員会等における質疑は、広報委員会で協議のうえ要旨を掲載することができる。
- (4) 一般質問は、質問者が執筆し、広報委員会が校正する。
- (5) 委員会報告等は、原則として当該委員長が執筆し、広報委員会が校正する。

(執筆の依頼)

第8条 広報委員以外の者に執筆を依頼するに当たっては、広報委員会は文字数、提出期限、必要な添付書類等を明記した原稿提出依頼書を質問者に送付する。

(校正)

第9条 広報委員会は執筆者の意図を尊重し、正確な校正に努める。事実と異なるもの、議会の品位をおとしめるもの、読者に誤解を生じさせるおそれのあるもの

については、広報委員会で協議のうえ適切に校正する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。